

# EU RoHS3 新使用制限物質 2 物質追加を推奨

対応はお済ですか？

*check!!*

EU(欧州連合)では、RoHS 指令「DIRECTIVE 2011/65/EU」第 6 条(制限物質の見直し)に基づき、調査プロジェクト(パック 15)にて **RoHS3 新使用制限物質追加**の検討が進められてきました。その結果、欧州委員会は下記の 2 物質を追加することを推奨しています。

新使用制限物質候補は以下の 2 物質です。

## RoHS3 使用制限候補 2 物質

No.	使用制限物質名 (閾値:各 1000 mg/kg(ppm))	CAS No.	当社分析方法*1	報告様式*2	報告下限値 (mg/kg(ppm))
1	テトラブロモビスフェノール A (TBBPA)	79-94-7	IEC62321 準拠 (蛍光X線分析法)	総臭素として	25
2	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs)	85535-85-9	IEC62321 準拠 (蛍光X線分析法)	総塩素として	25

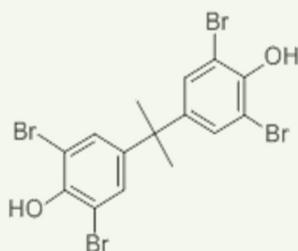
\*1 公定法制定後は当該規格(IEC62321)に準拠します。燃焼-イオンクロマトグラフ法にも対応しております(下限値 50 (mg/kg(ppm)))。

\*2 総臭素、総塩素ともに数%を超える意図的な添加が予想される試料は測定できない場合があります。

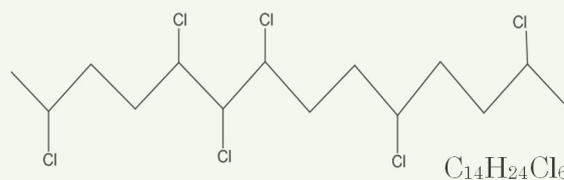
当社では上述の通り、**塩素及び臭素**の各総量を測定する簡易分析を行っています。

この他、候補物質として挙がっていたアンチモンやベリリウム、ニッケルなども対応しています。

### 追加候補 2 物質の構造式



TBBPA



(C14 塩素化パラフィン (例 塩素含有量 45%))

中鎖塩素化パラフィン (MCCPs)

両物質は難燃剤や可塑剤として樹脂・ゴム・接着剤・インク・コーティングなど様々な製品に含まれている可能性があります

当社の報告書をエビデンスとして、お取引先様にご提出

### 報告書例

電気電子機器の原材料メーカー・部品メーカー・セットメーカーの各企業はそれぞれ代替材料の選定・評価が必要となります。一度、化学物質調査をなされてはいかがでしょうか。

詳しくは当社 分析担当者 竹下、五月女(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせ下さい。

